

第2回米沢市新規観光財源等検討委員会での主なご意見について

項目	意見・質問等
1	インバウンドへの対応や観光施設の老朽化への対応などを考慮すると、財源は多くあった方がよい。観光振興計画に基づき、方向性を確認しながら議論していくべき。
2	宿泊税を導入したときに観光客以外の客層にどのように説明をするか考える必要がある。
3	観光財源が必要なのであれば、宿泊事業者のみ事務負担が生じる宿泊税ではなく、観光関係事業者全員がなんらかの事務負担をし、日帰り観光客を含めて広く薄く税を徴収できる制度とすべき。
4	市の令和7年度、令和8年度の観光関連予算額や支出額を確認したい。また、市としてどれだけの予算が不足していると考えているのか。
5	入湯税の税収がこれまで鉱泉源の保護に充てられてこなかったことを重く受け止めていただき、その分もしっかりサポートいただきたい。
6	入湯税の一部基金化について、割合を明確に示していただきたい。
7	基金について、将来起こりうる事象を想定し、いつまでにどの程度積み立てるかを想定しておくことが重要。新規の観光財源も同様であり長期的な視野で考える必要がある。

事務局回答

項目 4：

○令和 7 年度、令和 8 年度の観光関連歳出額については、下記の通りです。(円)

令和 7 年度		令和 8 年度	
予算額	支出額	予算額	支出額
512,237,920	435,027,044	380,052,000	—

○市としてどれだけ予算が不足しているかについては、現時点で「毎年度○円不足している」という形で算定はしておりません。一方で観光振興計画に掲げる施策を推進していく上で、観光施設等の計画的な修繕を中心として、財政状況等により十分な予算を確保できていない事業や、今後の財源確保が課題となっている事業があります。また、国等の補助制度を活用する上でも市の自己負担を確保する必要があります。このため、観光振興計画に掲げる施策の継続的・安定的に推進するため、新たな観光財源を検討しているところです。なお、新たな観光財源の使途については、上記の事業も含め検討委員会にてご議論いただきたいと考えております。

項目 6：

入湯税の税収については、温泉関連道路整備事業をはじめとする他事業の財源としても引き続き活用していく予定であることから、基金への充当額については、税収額の最大 5 割とすることを考えているところです。